

あさみ住民自治協議会

第16回定期総会議案書



日時 2021年5月15日（土）19時より

会場 朝見小学校体育館

目 次

1.	朝見まちづくり協議会 理念	1
2.	第16回定期総会式次第	2
3.	令和2年度 代議員名簿	3
4.	令和2年度 協議会・各部会事業報告	4～9
5.	令和2年度 朝見まちづくり協議会収支決算報告	10～11
6.	令和2年度 朝見まちづくり協議会監査報告	12
7.	第1号議案 朝見地域計画の改正 <input type="text"/> について	13～20
8.	第2号議案 朝見まちづくり協議会会則の改正 <input type="text"/> について	21～27
9.	第3号議案 令和3年度 あさみ住民自治協議会 事業計画 <input type="text"/> について	
	①協議会事業計画 <input type="text"/>	28
	②防災部会事業計画 <input type="text"/>	29
	③防犯部会事業計画 <input type="text"/>	30
	④健康福祉部会事業計画 <input type="text"/>	31
	⑤青少年育成部会事業計画 <input type="text"/>	32
	⑥地域環境部会事業計画 <input type="text"/>	33
	⑦公民館部会事業計画 <input type="text"/>	34
	⑧自治会部会事業計画 <input type="text"/>	35
10.	第4号議案 令和3年度 あさみ住民自治協議会予算 <input type="text"/> について	
	①令和3年度一般会計予算 <input type="text"/>	36
	②令和3年度特別会計予算 <input type="text"/>	37
11.	第5号議案 令和3年度 あさみ住民自治協議会人事 <input type="text"/> について	38
	資 料	
*	役員・運営委員名簿	39
*	あさみ住民自治協議会会則	40～44
*	あさみ住民自治協議会組織図	45

理 念

1. 自ら考え 立ち向かう
まちづくり
2. 地域の声が反映する
まちづくり
3. 行政と協働し、
よりよい地域を創造する
まちづくり

第16回定期総会式次第

1. 開会の辞
2. あいさつ 朝見まちづくり協議会会長
3. 来賓あいさつ
4. 正副議長の選出
5. 議長あいさつ
6. 書記、議事録署名人の指名
7. 定足数確認
8. 令和2年度 朝見まちづくり協議会・各部会事業報告について
9. 令和2年度 朝見まちづくり協議会収支決算報告について
10. 令和2年度 朝見まちづくり協議会監査報告について
11. 第1号議案 朝見地域計画の改正について
12. 第2号議案 朝見まちづくり協議会会則の改正について
13. 第3号議案 令和3年度あさみ住民自治協議会事業計画 について
14. 第4号議案 令和3年度あさみ住民自治協議会
一般会計・特別会計予算 について
15. 第5号議案 あさみ住民自治協議会人事 について
16. その他
17. 正副議長及び書記の解任
18. 閉会の辞 あさみ住民自治協議会副会長

令和3年度 代議員名簿

[Empty rounded rectangular box for the Rengo 2021 Representative Roster]

令和2年度 事業報告

朝見まちづくり協議会

	開催日	事業名	内 容
1	5月	第15回定期総会	令和元年度事業・会計報告及び令和2年度事業計画()・予算()・人事()などコロナ禍の為書面決議で実施、賛成多数で承認された。
2	5月16日	地区体育祭	コロナ禍の為実施できなかった。
3	8月1日	夏まつり	コロナ禍の為実施できなかった。
4	10月25日	芸能大会	コロナ禍の為実施できなかった。
5	12月中頃	地域敬老事業	地区内80歳以上261名の方に敬老記念品及び満100歳の方に記念品を贈呈した。
6	通 年	美し国おこし	6月・9月に「魚救出作戦」を朝見小児童と共に行う。「花いっぱい」運動を展開。
7	通 年	あいさつ運動	役員が率先して地域でのあいさつ運動に努めた。
8	通 年	防犯街灯・掲示板の設置	防犯街灯の修繕、新設等を8町で実施。
9	通 年	各種研修会、会議への出席	各種研修会、会議などへ参加した。
10	通 年	会議の開催 会報の発行	毎月の役員会の開催。運営委員会は、コロナ禍の為開催できなかった。会報は、61・62号を発行

令和2年度 事業報告書

防 災 部 会

実施日	事業名	参加人数	内 容
6月7日	第16回 朝見地区ふれあ い防災訓練		コロナ禍の為実施できなかった。
9月	防災講演会		コロナ禍の為実施できなかった。
年間	東部ネットワー クへ活動への参 加		本年度の活動は無かった。

令和2年度 事業報告書

防 犯 部 会

実施日	事業名	参加人数	内 容
通年	防犯 パトロール		<p>コロナ禍の為に松阪警察署の講習が受講出来なかったため、パトロールの実施が出来なかった。</p> <p>青パトの車検及び修繕の実施 任意保険に加入、プリペイドカードの購入</p>
10月	児童と防犯 パトロール 体験		<p>コロナ禍のために実施できなかった。</p>
通年	防犯グッズの 整備		<p>コロナ禍のためパトロールが実施できなかった為、グッズの整備は行わなかった。</p>

令和2年度 事業報告書

健康福祉部会

実施日	事業名	参加人数	内 容
11月7日	市政バス 旅行		コロナ禍のために実施できなかった。
12月15日 (日)	世代交流事業		コロナ禍のために実施できなかった
通年	おしゃべり サロン るんるんカフェ	4名	コロナ禍の為7月に1回開催しただけである。





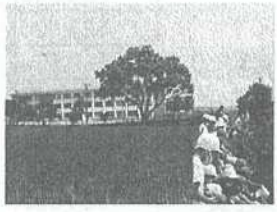

令和2年度 事業報告書

青少年育成部会

実施日	事業名	参加人数	内 容
6月 9月 12月	ひよこ教室		コロナ禍の為実施できなかった。
10月	第15回 ふれあい作文 コンクール	98名	朝見小全校児童を対象に第15回ふれあい 作文コンクールを行いました。 学年別にテーマを決め、各学年3名づつ 計18名の児童が入選し、表彰を行いました。
1月	ふれあい交流	14名	昔の遊びについては、コロナ禍の為実施 出来なかった。 1/21 朝田寺の住職榎本義讓さんをお招き して朝見小4年生児童に朝見の民話のお話を していただきました。
通年	子ども安全 推進事業		小学校全教室にエアコンが設置されたが、コロナ 禍の為窓を開けることも多く、子供たちが快適に 過ごせるように、各教室に扇風機を購入した。

令和2年度事業報告

地域環境部会

事業日	事業名	参加人数	目的	内容
6月 9月 10月	・環境啓発 朝見環境 環境事業 ポスター	46名	・世界環境デーを学習し、児童の環境意識を高め自然に囲まれている朝見の良さを気付く	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4・5・6年生から環境ポスター募集 ・10月14日後期集団下校時にて表彰 <p>会長賞:岡田 仁 館長賞:小林 莉星 他:入賞者7名</p>  <p>14日, 応募ポスター審査</p> <p>14日, 朝見環境ポスター表彰式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童作品各町掲示 
	清掃 ・環境保全 ・榊田川左岸 2号・3号幹線水路一斉	541名	<ul style="list-style-type: none"> ・榊田川左岸2号・3号幹線水路一斉清掃美化活動を実施して環境保全に取り組む朝見地区の活動を広く訴求する 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線水路の土砂、ゴミ等撤去 ・農業用水路、生活排水路の清掃・美化 ・土嚢袋、指定袋、用車代等支援品支給 <p>清掃事業課、建設保全課、土地改良区連携</p>  <p>・土地改良区清掃活動報告</p> <p>・10/26日 南野土地改良区理事長報告</p>
通 年	環境保全と保護及び美化 啓発事業		<ul style="list-style-type: none"> ・環境啓発幟(赤・緑)、ポスター立看板で、地域の内外に向けて朝見地区上げて環境保全に積極的に取り組んでいる地区であることを周知し、モラルリスクの抑止効果を高める ・黄色の幟で貴重魚種が生息する地域を周知する 	  <p>・8月3日(土)夏祭り会場ゴミ分別指導</p> <p>・COVID-19 感染拡大防止の為事業中止</p>

令和2年度 一般会計収支決算書

収入の部

令和2年4月1日～令和3年3月31日

科 目	予算額	決算額	内 容	備 考
前年度繰越金	1,013,246	1,013,246		
松阪市交付金	1,758,000	1,758,000	松阪市より住民協議会交付金(敬老事業・元気応援事業含む)	
住民協議会費	600,000	592,366	会費(広報等委託配布料一部)	
住民協議会助成金	300,000	200,000	朝見地区連合自治会より活動助成金	
		50,000	社会福祉協議会(芸能大会)	
		50,000	社会福祉協議会(夏祭)	
		小計 300,000		
雑収入	85,000	400	るんるんカフェ収入	
"		15	預金利息	
"		小計 415		
合 計	3,756,246	3,664,027		

支出の部

区分	予算額	決算額	摘 要	備考
防災部会	50,000	11,000	第16回朝見地区防災訓練(マスク)	
	40,000	0	防災講演会	
	120,000	30,000	0 東部ネットワーク負担金	11,000
防犯部会	230,000	166,039	防犯パトロール 任意保険、ガソリン、車検修繕等	
	15,000	0	防犯グッズ整備(名前入り帽子)	
	264,000	19,000	0 児童と防犯パトロール体験(記念品等)	166,039
健康福祉部会	6,000	0	「市政バス」ミニ旅行(お茶、保険料)	
	40,000	0	世代交流(クリスマス会材料費等)	
	86,000	40,000	6,358 おしゃべりサロンるんるんカフェ(コーヒー、菓子等材料費)	6,358
青少年育成部会	50,000	51,144	ふれあい作文コンクール(参加賞代等)	
	10,000	1,800	ふれあい交流(お茶、講師料等)	
	50,000	50,000	子供安全推進事業(扇風機)	
	125,000	15,000	0 ひよこ教室(お茶代等)	102,944
地域環境部会	60,000	27,590	環境啓発(参加賞景品等)	
	31,000	27,318	幹線水路一斉清掃(お茶、車借用料等)	
	110,000	19,000	16,326 環境保全・美化啓発推進(草刈お礼等)	71,234
協議会事業	248,000	0	夏まつり(夜店材料費、花火、福引景品等)	
	150,000	0	芸能大会(参加賞、福引景品代等)	
	45,000	44,616	美し国おこし(魚救出、花いっぱい材料費)	
	50,000	0	地区体育祭(補助金)	
	300,000	279,400	防犯街灯設置(補助金)	
	327,000	324,304	敬老事業推進(記念品等)	
	1,300,000	180,000	166,380 コロナに負けるな(花火、お菓子等)	814,700
事務員雇用経費	610,000	609,040	事務員人件費、労災保険等	
車両購入等積立金	150,000	150,000	特別会計へ(車両購入、記念事業)	
備品購入費	100,000	11,660	ICレコーダー	
事務経費	600,000	285,210	用紙、インク、トナー、事務用品、リース、その他	
通信費	74,000	47,039	電話料金、切手等	
使用料	30,000	3,000	私用車借用に伴う借り上げ料等	
慶弔費	10,000	0		
予備費	177,246	133,246	返還金	
合計	3,756,246	2,411,470		
次年度繰越金				1,252,557

令和2年度特別会計収支決算書
(車両購入及び記念事業積立金)

内 容

(収入)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
繰越金	600,048	600,048	
繰入金	100,000	100,000	一般会計より(車両購入)
繰入金	50,000	50,000	一般会計より(記念事業)
雑収入	2	6	貯金利息
"	0	1,727,542	自治会連合、福祉会、公民館より
合 計	750,050	2,477,596	

(支出)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
繰出金	0	0	
合 計	0	0	

積立金額

(単位:円)

車両購入費	600,000
記念事業	150,000
予備費基金	1,727,542
利 息	54
合 計	2,477,596

* 予備費基金についての利用は、今後役員会で検討をする。

朝見まちづくり協議会
会長 野呂 昌美 様

監 査 報 告

令和2年度、朝見まちづくり協議会の運営及び、活動に伴う出納経理事務の監査を行い、関係帳簿、貯金通帳等、関係書類を厳正に監査しました。

結果は、計数、書類等は正確、かつ、事務的に間違いなく、処理されていなかったことを確認しました。


よって、以上の通り監査報告をいたします。

令和3年 4 月 5 日

朝見まちづくり協議会

監事

山路 茂 

宇川 正一 

第1号議案


朝見地域計画書の改正

改正前	改正後
<p>1. 朝見地区の概要</p> <p>(3) ただ、朝見上地区圃場整備事業により、和屋町・・・</p> <p>(5) 伝統・文化・行事 ・地藏盆 (8/6~8/23)</p> <p>◇朝見地区に残る行事 (図表)</p> <p>無し</p> <p>・8月15日 初盆送り 朝田 太鼓をたたき精霊を送る</p> <p>・11月~12月 ○山の神 佐久米 西野々町</p> <p>(6) 朝見地区の年齢別構成人数(別表1)</p> <p>別表1は、朝見地区10町について、0歳から4歳、・・・</p> <p>①66歳~69歳を頂点とし、若い世代ほど人数が少なくなってきたている。</p> <p>②立田町・和屋町は、他の地区に比べ、世帯数・居住者数とも2倍~3倍と多く若年世代も多い。</p> <p>③0~19歳までの人口の地区総人数に対する割合をみると、20%を越えるのは2町で5町が15%を下回る。</p>	<p>1. 朝見地区の概要</p> <p>(3) ただ、朝見上区圃場整備事業により、和屋町・・・</p> <p>(5) 伝統・文化・行事 ・地藏盆 (8/16~8/23)</p> <p>◇朝見地区に残る行事 (図表)</p> <p>・1月6日 ○6日講 新屋敷</p> <p>・8月15日 初盆送り 朝田・和屋 太鼓をたたき精霊を送る</p> <p>・11月~12月 ○山の神 佐久米 西野々町 和屋 古井 大宮田</p> <p>(6) 朝見地区の年齢別構成人数</p> <p>参考資料の別表2・別表3は、朝見地区10町について、0歳から・・・</p> <p>①朝見地域の全人数は5年間で196人減少しており、0歳から69歳までが減少し、70歳以上は増加している。このことは、若年層が朝見地区から転出し核家族化が進んでいると思える。</p> <p>②各町の世帯数についてはそれぞれに増加している。全体では3世帯の増加がみられるが、新しい世帯が転入した増加ではなく、既存世帯の世帯分離等に伴う各町世帯の増減の関係であると思われる。</p> <p>③65歳以上の高齢者についてみると、朝見全体でみた高齢者率は36.07%(715÷1982)で、2014年の高齢者率から比すると増加している。また松阪市の高齢者率29.67%(482632÷162632)であり、高齢化が進んできている。</p>

改正前	改正後
<p>(6) 朝見地区の年齢別構成人数 (表2) 0～19歳の人口の割合の図表を削除</p> <p>④ 65歳以上の高齢者についてみると、上の表の左側が・・・削除</p> <p>(7) 朝見まちづくりの現在までの取り組み 昨年2月、事務局長として朝見まちづくりを牽引して・・・削除</p> <p>① 世代を超えたコミュニケーションができるまち</p> <p>③ 地域のことをみんなで考えられるまち</p> <p>④ 自然環境を守り美しいまちづくり・・・削除</p> <p>4本の柱が設定された</p> <p>① 世代を超えたコミュニケーションができるまち</p> <p>③ 地域のことをみんなで考えられるまち この二つの柱は、共通する部分が多く、世代を・・・削除</p>	<p>無し</p> <p>無し</p> <p>無し</p> <p>① 地域のことをみんなで考え、世代を超えたコミュニケーションができるまち</p> <p>③ 自然環境を守り美しいまちづくり</p> <p>無し</p> <p>3本の柱が設定され、協議会には5つの専門部会が設立され、まちづくり協議会の事業と合わせ、それぞれに部会活動が執り行われてきた。</p> <p>① 地域のことを考え、世代を超えたコミュニケーションができるまち (まちづくり・青少年育成部会・健康福祉部会)</p> <p>【あいさつ運動・夏まつり・ふれあい芸能大会・ひよこ教室・地区体育祭 出前講座・ふれあいクリスマス会・地域高齢者事業の実施・総会の開催 運営委員会の開催・役員会の開催・各部会の開催】</p> <p>無し</p>

改正前	改正後
<p>②安心・安全のまちづくり ふれあい防災訓練は、毎年小学生も参加し、地区をあげて実施しており、今年度で第10回を迎えた。平成22年12月4日には、三重県の防災大賞を受賞し、県内外からの視察を受けることも多い。</p> <p>③自然環境を守り美しいまちづくり</p>	<p>②安心・安全のまちづくり(防犯部会・防災部会) ふれあい防災訓練は、まちづくり協議会設立1年前より実施しており、平成22年からは、小学生も参加し、地区を挙げて実施している。 平成22年12月4日には、三重県防災大賞を受賞している。 〔 防犯パトロール・子ども防犯パトロール・防犯灯の設置 防災講演会・ふれあい防災訓練の実施 〕</p> <p>③自然環境を守り美しいまちづくり(まちづくり・地域環境部会) 〔 幹線水路一斉清掃美化活動・環境ポスターの掲示 花いっぱい運動・魚救出作戦の実施 〕</p> <p>④その他、食文化への取り組み(まちづくり) その他の活動としては、朝田寺の牡丹の季節に境内を借りて行う『あさみ田楽』、松阪市牛まつりの時に販売している『松阪牛肉入り味ごはん』の販売等を行ってきたが、あさみ田楽については平成31年から、味ごはんについては平成29年諸般の事情により中止をしているが、復活できる事を希望している。 〔 松阪牛肉入り味ごはん・あさみ田楽販売 〕</p>

改正前				改正後			
目的	項目	実施事業	実施主体	目的	項目	実施事業	実施主体
世代を越えたコミュニケーションが取れるまちづくり	子育ての悩みを打ち明ける仲間	ひよこ教室	青少年部会	子育ての悩みを打ち明ける仲間	ひよこ教室	地区体育祭	青少年育成部会
	地域全般に関わる行事	地区体育祭 チーム対抗グラウンドゴルフ大会 三代目ふれあいグラウンドゴルフ大会 町対抗ビーチボール大会 文化祭 朝見夏まつり 朝見ふれあい芸能大会 新春ボウリング大会 高齢者学級	公民館 公民館 公民館	地域全般に関わる行事	地区体育祭 三代目ふれあいグラウンドゴルフ大会 町対抗ビーチボール大会 文化祭 朝見夏まつり 朝見ふれあい芸能大会 新春ボウリング大会 高齢者学級	地区のみんなが一緒に参加できる行事づくり	公民館
世代を越えたコミュニケーションが取れるまちづくり	一般対象の行事	健康体操 医師の健康講座 なつかしの歌 歴史探訪 講演会	公民館	一般対象の行事	健康体操 医師の健康講座 なつかしの歌 歴史探訪 講演会	子どもとの関わりを 持った行事	公民館
	高齢者対象の行事	東部管内ゲートボール大会 春・秋 親子健やか体操 親子ふれあい「星座観覧会」 ふれあい交流会 原簿と三世代との交流会 餅つき及び軽スポーツ大会 高齢者の6年生を送る会	公民館 公民館 青少年部会 福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会	高齢者を支える行事	東部管内ゲートボール大会 春・秋 親子健やか体操 親子ふれあい「星座観覧会」 ふれあい交流会 原簿と三世代との交流会 餅つき及び軽スポーツ大会 高齢者の6年生を送る会		高齢者を支える行事
世代を越えたコミュニケーションが取れるまちづくり	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	ひとり暮らしの方にXマスケーキを 高齢者宅配サービス 地域敬老事業（市交付金） 出前講座 認知症サポーター養成講座 あいきつ運動	公民館 公民館 青少年部会 福祉部会 青少年部会 小PTA	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	ひとり暮らしの方にXマスケーキを あいきつ運動	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	公民館 公民館 青少年育成部会 健康福祉部会 健康福祉部会 まちづくり 小PTA
	安心・安全のまちづくり	認知症に対する理解と予防 子育てを応援できるしくみ あいきつ運動	福祉部会 福祉部会 青少年部会	安心・安全のまちづくり	認知症に対する理解と予防 子育てを応援できるしくみ あいきつ運動	安心・安全のまちづくり	防犯部会 まちづくり 防災部会
世代を越えたコミュニケーションが取れるまちづくり	防犯に関わる活動 全パトロール 災害に備えるの非常時対応	防犯パトロール 防犯灯の設置 防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	防犯部会 まちづくり 福祉部会 福祉部会	防犯に関わる活動 全パトロール 災害に備えるの非常時対応	防犯パトロール 防犯灯の設置 防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	防犯に関わる活動 全パトロール 災害に備えるの非常時対応	防犯部会 まちづくり 防災部会
	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	子育てを応援できるしくみ あいきつ運動	青少年部会 小PTA	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	子育てを応援できるしくみ あいきつ運動	子どもと大人も安心して遊べる公園づくり	青少年育成部会 小PTA ボランティア
世代を越えたコミュニケーションが取れるまちづくり	自然環境保護のための美化運動 ゴミの回収 自然環境保護のための美化運動	防犯パトロール 防犯灯の設置 防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	防犯部会 まちづくり 福祉部会 福祉部会	自然環境保護のための美化運動 ゴミの回収 自然環境保護のための美化運動	防犯パトロール 防犯灯の設置 防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	自然環境保護のための美化運動 ゴミの回収 自然環境保護のための美化運動	自治会 自治会 地域環境部会 地域環境部会 まちづくり 小学校 まちづくり 小学校 地域環境部会
	生物の保護 食文化の継承推進事業 食文化への取り組み	朝見夏まつり 朝見ふれあい芸能大会 新春ボウリング大会 高齢者学級	公民館 公民館 青少年部会 福祉部会	生物の保護 食文化の継承推進事業 食文化への取り組み	朝見夏まつり 朝見ふれあい芸能大会 新春ボウリング大会 高齢者学級	生物の保護 食文化の継承推進事業 食文化への取り組み	朝見夏まつり 朝見ふれあい芸能大会 新春ボウリング大会 高齢者学級

改正前	改正後
<p>その他 その他の活動としては、朝田寺の牡丹の季節に境内・・・削除</p> <p>II. 地域の主な問題と課題 (2) 市街化調整区域において、人工減少、特に児童数の減少と高齢化の問題と農家離れが進む現状 朝見のほどんどは農地で、県道37号線・59号線沿い以外には、住宅や商業・工業用地を確保することはできない。よって、和屋・立田・大宮町以外は、直系の家族が分家を築く以外は、外からの人口流入はなく、集落の戸数が増えることはない。また、米作りだけで生計が成り立たないことが農家の存続を困難にし、農業離れが進行し、家を離れて働く若者も少なくない。そのことが、児童の減少につながり、高齢化が進む要因となっている。</p> <p>(4) 働く楽しみ・喜びをいつまでも持ち続けて働けるシステム 90歳を過ぎても、畑仕事をし、自転車に乗っている。老人をよく見かける。  削除</p> <p>(5) 外に向けて何が発信できるか あさみから外に向けて何が発信できるか。朝田寺の牡丹・紫陽花・お寺の名前がついた朝田寺紅蓮等の花や、あさみ田楽や松阪牛肉入り味噌はん等の食文化、これらをどうすれば外に発信して人を集められるか。他に何かがあるか。何を作っていいけるか。</p>	<p>無し</p> <p>II. 地域の主な問題と課題 (2) 市街化調整区域において、人口の減少と高齢化問題 朝見地区は、市街化調整区域に該当し、住宅・商業施設等の開発を行うにも制限がされ、直系の家族が分家を築く以外は、集落の戸数が増えることはなく家を離れていく若者も多く、地区外への分家転出も少なくない。外からの人口の流入は考えにくい状況であり、児童数の減少につながり高齢化が進む要因となっている。</p> <p>(4) 働く楽しみ・喜びをいつまでも持ち続けて働けるシステム 無し</p> <p>(5) 外に向けて何が発信できるか 朝見地区に残る伝統行事として、朝田寺の掛衣の風習及び牡丹・紫陽花・お寺名前のついた朝田寺紅蓮等の花、また重要文化財4点を含む11点の曾我蕭白の作品など、和屋町・立田町・朝田町に渡って行われる『よいよい神事』上七見町の『射止め神事』など、各地域の伝統行事の発信、また諸事情により中止した、あさみ田楽・松阪牛肉入り味噌はん等の復活とか、農家が減少している状況ではあるが、肥沃な土地に恵まれた朝見の米のブランド化等、新しい何かを作っていく必要がある。</p>

改正前	改正後
<p>III.地域の将来像</p> <p>無し</p> <p>IV.地域の目指す姿</p> <p>『朝見のことをみんなで考え、お互いに支え助け合い、行動できるまち』を実現するため6つの柱を立てた。</p> <p>無し</p>	<p>III.地域の将来像・目指す姿</p> <p>その為に7つの柱を立てた。</p> <p>削除</p> <p>(7) 組織の統合</p> <p>松阪市連合自治会とまちづくり協議会の組織の一本化については、長年話し合いが行われてきたところであり、令和2年度に行政より組織の一本化についての結論が出され、令和3年からは交付金も含め、組織を統合するとのことが決定しているが、朝見連合自治会・公民館・まちづくり協議会の組織それぞれが協力しながら地域づくりを進めていく必要がある。</p>
<p>V.まちづくりの具体的計画</p> <p>朝見まちづくり協議会が設立されて10年が経過し、それぞれの部会がそれぞれの活動を行っている。今回「あさみまちづくり計画書」を作成するにあたっては、個々の事業内容を検討し、ここに今後継続する事業を列挙した。ただし、個々の事業については、毎年検討し、廃棄したり新規の事業を企画したりすることについては、それぞれの部会の自主的運営によるものである。</p>	<p>IV.まちづくりの具体的計画</p> <p>まちづくりの事業については、毎年度当初に事業内容の検討を行ってきている。それぞれの部会の事業についても同様であり、それぞれの部会の中で事業を廃棄したり新規事業を企画したり検討している。</p> <p>組織の統合に伴う事業などの調整については、自治会、公民館、まちづくりの代表者による調整が必要であり、今までそれぞれの組織で行われてきた事業の一本化等が必要である。今まで取り組んできた事業及び取り組むべき事業については、(1)～(6)の表のとおりである。</p>

改正前

改正後

(1) 《人的交流・教育・文化・福祉分野》

(1) 人的交流・教育・文化・福祉分野

世代を越えたコミュニケーションは取れるまちづくり

世代を越えたコミュニケーションがとれるまちづくり

項目	実施事業	進捗状況	実施主体
子育ての悩みを打ち明ける仲間 世代を越えた 地域全般に関わる行事	ひよこ教室 地区体育祭 チーム対抗グラウンドゴルフ大会	継続 5月 継続 6月 継続	青少年育成部会
	三世代ふれあいグラウンドゴルフ大会 町対抗ビーチボールバレー大会 文化祭	10月 継続 11月 継続 11月 継続	公民館
一般対象の行事 高齢者対象の行事	朝見夏まつり 朝見ふれあい芸術大会 新春ボーリング大会 高齢者学級 健康体操 医師の健康講座 なつかしの歌 歴史探訪 講演会	8月 継続 12月 継続 1月 継続 10月 継続 11月 継続 12月 継続 継続 継続	まちづくり まちづくり 公民館
	東部管内ゲートボール大会 春・秋 親子健やか体操 親子ふれあい「星座観察会」 ふれあい交流会 児童と三世代との交流会 餅つき及び軽スポーツ大会 高齢者の6年生を送る会 敬老会 ひとり暮らしの方にXマスケーキを 高齢者宅配サービス 出前講座 認知症リポーター養成講座	5・10月 継続 6月 継続 8月 継続 2月 継続 12月 1月 2月 9月 12月 2月 随時	公民館 公民館 青少年育成部会 地区福祉部会 健康福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会 健康福祉部会 健康福祉部会
子どもとの関わりを 持った行事	あさみきずくらぶ (H27年4月～)		青少年育成部会 小PTA
高齢者を支える行事	あいさつ運動		青少年育成部会 まちづくり 小PTA
認知症に対する理解と予防	場所の選定、設計、年次計画等、今後の課題である		まちづくり

項目	実施事業	進捗状況	実施主体
子育ての悩みを打ち明ける仲間 世代を越えた 地域全般に関わる行事	ひよこ教室 地区体育祭 チーム対抗グラウンドゴルフ大会	継続 5月 継続 6月 継続	青少年育成部会
	三世代ふれあいグラウンドゴルフ大会 町対抗ビーチボールバレー大会 文化祭	10月 継続 11月 継続 11月 継続	公民館
一般対象の行事 高齢者対象の行事	朝見夏まつり 朝見ふれあい芸術大会 新春ボーリング大会 高齢者学級 健康体操 医師の健康講座 なつかしの歌 歴史探訪 講演会	8月 継続 12月 継続 1月 継続 10月 継続 11月 継続 12月 継続 継続 継続	まちづくり まちづくり 公民館
	東部管内ゲートボール大会 春・秋 親子健やか体操 親子ふれあい「星座観察会」 ふれあい交流会 児童と三世代との交流会 餅つき及び軽スポーツ大会 高齢者の6年生を送る会 敬老会 ひとり暮らしの方にXマスケーキを 高齢者宅配サービス 出前講座 認知症リポーター養成講座	5・10月 継続 6月 継続 8月 継続 2月 継続 12月 1月 2月 9月 12月 2月 随時	公民館 公民館 青少年育成部会 地区福祉部会 健康福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会 地区福祉部会 健康福祉部会 健康福祉部会
子どもとの関わりを 持った行事	あさみきずくらぶ (H27年4月～)		青少年育成部会 小PTA
高齢者を支える行事	あいさつ運動		青少年育成部会 まちづくり 小PTA
認知症に対する理解と予防	場所の選定、設計、年次計画等、今後の課題である		まちづくり

改正前		改正後																																																							
(2) 《防犯防災分野》 安心・安全のまちづくり																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施事業</th> <th>進捗状況</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯に関わる活動</td> <td>防犯パトロール(青パト)</td> <td>継続</td> <td>防犯部会</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>防犯灯の設置</td> <td>継続</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td>災害に備えるの非常時対応</td> <td>防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発</td> <td>継続 継続</td> <td>防犯部会</td> </tr> <tr> <td>普段の付き合いを大切にす るまち</td> <td>各戸別の名簿づくり</td> <td></td> <td>防犯部会・地区自治会</td> </tr> <tr> <td>登下校時の子どもの見守り・声かけ</td> <td></td> <td>継続</td> <td>防犯部会・い学校 PTA</td> </tr> <tr> <td>通学路の点検</td> <td></td> <td></td> <td>PTA ボランティア</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施事業	進捗状況	実施主体	防犯に関わる活動	防犯パトロール(青パト)	継続	防犯部会	安全パトロール	防犯灯の設置	継続	まちづくり	災害に備えるの非常時対応	防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	継続 継続	防犯部会	普段の付き合いを大切にす るまち	各戸別の名簿づくり		防犯部会・地区自治会	登下校時の子どもの見守り・声かけ		継続	防犯部会・い学校 PTA	通学路の点検			PTA ボランティア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施事業</th> <th>進捗状況</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯に関わる活動</td> <td>防犯パトロール(青パト)</td> <td>継続</td> <td>防犯部会</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>防犯灯の設置</td> <td>継続</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td>災害に備えるの非常時対応</td> <td>防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発</td> <td>継続 継続</td> <td>防犯部会</td> </tr> <tr> <td>普段の付き合いを大切にす るまち</td> <td>各戸別の名簿づくり</td> <td></td> <td>防犯部会・地区自治会</td> </tr> <tr> <td>登下校時の子どもの見守り・声かけ</td> <td></td> <td>継続</td> <td>防犯部会・い学校 PTA</td> </tr> <tr> <td>通学路の点検</td> <td></td> <td></td> <td>PTA ボランティア</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施事業	進捗状況	実施主体	防犯に関わる活動	防犯パトロール(青パト)	継続	防犯部会	安全パトロール	防犯灯の設置	継続	まちづくり	災害に備えるの非常時対応	防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	継続 継続	防犯部会	普段の付き合いを大切にす るまち	各戸別の名簿づくり		防犯部会・地区自治会	登下校時の子どもの見守り・声かけ		継続	防犯部会・い学校 PTA	通学路の点検			PTA ボランティア
項目	実施事業	進捗状況	実施主体																																																						
防犯に関わる活動	防犯パトロール(青パト)	継続	防犯部会																																																						
安全パトロール	防犯灯の設置	継続	まちづくり																																																						
災害に備えるの非常時対応	防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	継続 継続	防犯部会																																																						
普段の付き合いを大切にす るまち	各戸別の名簿づくり		防犯部会・地区自治会																																																						
登下校時の子どもの見守り・声かけ		継続	防犯部会・い学校 PTA																																																						
通学路の点検			PTA ボランティア																																																						
項目	実施事業	進捗状況	実施主体																																																						
防犯に関わる活動	防犯パトロール(青パト)	継続	防犯部会																																																						
安全パトロール	防犯灯の設置	継続	まちづくり																																																						
災害に備えるの非常時対応	防災講演会 ふれあい防災訓練 家具転倒防止の啓発	継続 継続	防犯部会																																																						
普段の付き合いを大切にす るまち	各戸別の名簿づくり		防犯部会・地区自治会																																																						
登下校時の子どもの見守り・声かけ		継続	防犯部会・い学校 PTA																																																						
通学路の点検			PTA ボランティア																																																						
(4) 《地域振興分野》 《人材育成分野》																																																									
(4) 地域振興分野	無し																																																								
(5) 人材育成分野	<p>地域の方々に、まちづくり協議会の活動等の内容について、知ってもらうことが必要である。そのため活動に対して、参加しやすい状況を作る必要がある。</p>																																																								
(6) 地域の伝統や文化財の分野	<p>(4)(5)(6)については、新しく提案する分野であり、まちづくりの中に検討・推進するサークルをつくり、取り組んでいかねばならないと考える。</p>																																																								
(7) 組織の統合	<p>連合自治会・公民館の組織については、長年の功績があり、まちづくり協議会との統合については、既存事業の精査等、十分な協議が必要であるが、早急な調整が必要である。</p>																																																								
その他	<p>(別表1) 朝見まちづくりがめざすまち(図化したもの) (別表2) 朝見の人口分布(平成26年8月) (別表3) 朝見の人口分布(令和2年6月)</p>																																																								

第2号議案

朝見まちづくり協議会会則の改正

改正前	改正後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、朝見まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>第5条 2 会員は、協議会活動にかかる経費の一部を負担する。但し、構成団体にあっては、別に定める算出方法に従い金額を負担する。</p> <p>第2章 事業</p> <p>(事業実施)</p> <p>第6条 一 住民の健康と福祉の増進、安全・安心で快適な生活環境の実現を図ること。</p> <p>二 住民相互の情報交換並びに交流・親睦を高めること。</p> <p>三 青少年の健全育成に関わること。</p> <p>四 文化、スポーツ、生涯学習に関わること。</p> <p>五 各町の自治会や各種団体の活動の活性化及び連絡協調に関すること。</p> <p>六 地域産業の活性化及び自然環境の保全並びに創造に関すること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、あさみ住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>第5条 2 会員は、協議会の活動にかかる経費の一部を負担する。</p> <p>第2章 事業</p> <p>(事業)</p> <p>第6条 一 住民の健康と福祉の増進、安全・安心で快適な生活環境の実現を図る事業。</p> <p>二 住民相互の情報交換並びに交流・親睦を高める事業。</p> <p>三 青少年の健全育成に関わる事業。</p> <p>四 各町の自治会や各種団体の活動の活性化及び連絡協調に関する事業。</p> <p>五 地域産業の活性化及び自然環境の保全並びに創造に関する事業。</p> <p>六 基本協定に関する業務。</p>

改正前	改正後
<p>第6条 七 その他、協議会の目的達成のため必要なこと。</p> <p>3 事業実施後は、事業の結果を総括し、次年度に資するものとする。</p> <p>第3章 組織</p> <p>第7条 協議会は、総会、役員会、地域計画策定委員会、運営委員会、部会をもって構成する。</p> <p>3 役員会は、会長、副会長、会計、書記、公民館長、地域計画策定委員長、事務局長、各部会長、監事をもって構成する。</p> <p>5 運営委員会は、3項目に規定する役員、部会長、自治会及び会長が必要と認められた者をもって構成する。</p> <p>6 部会は、防災部会、防犯部会、健康福祉部会、青少年育成部会、地域環境部会の実質5部会とする。</p>	<p>第6条 七 生涯学習など公民館活動に関する事業。</p> <p>八 地域計画の策定に関する事業。</p> <p>九 その他、協議会の目的達成のための必要な事業</p> <p>第3章 組織</p> <p>第7条 協議会は、総会、役員会、地域計画策定委員会、運営委員会、部会をもって構成する。但し、地域計画策定委員会は、会長が必要と認められた者とする。</p> <p>3 役員会は、会長、副会長、会計、書記、事務局長、各部会長、監事をもって構成する。</p> <p>5 運営委員会は、3項に規定する役員、自治会長及び会長が必要と認められた者をもって構成する。</p> <p>6 部会は、防災部会、防犯部会、健康福祉部会、青少年育成部会、地域環境部会、自治会部会、公民館部会の実質7部会とする。</p>

改正前	改正後
<p>第8条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 事務局長 1名</p> <p>副会長 若干名 監事 2名</p> <p>会計 1名</p> <p>書記 1名</p> <p>公民館長 1名</p> <p>地域計画策定委員長 名</p> <p>各部長 5名</p> <p>2 役員は、運営委員会で推薦し、総会で承認するものとする。</p> <p>3 原則当年度連合自治会長は副会長に就く。</p> <p>4 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>第9条 役員は1期2年とし、再任を妨げない。但し、連合自治会長が務める副会長の任期は会計年度の1年間とする。</p> <p>第10条</p> <p>5 地域計画策定委員長は、地域計画策定委員会を総括する。</p> <p>6 事務局長は協議会全体を事務的に総括し、渉外活動を担当する。</p> <p>7 監事は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務の監査を担当する。</p>	<p>第8条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 事務局長 1名</p> <p>副会長 若干名 監事 2名</p> <p>会計 1名</p> <p>書記 1名</p> <p>各部長 7名</p> <p>2 協議会の役員は、総会で承認するものとする。</p> <p>3 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>4 自治会部長、公民館部長は副会長を兼ねる。</p> <p>第9条 役員は1期2年とし、再任を妨げない。但し、自治会部長が務める副会長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。但し、自治会部長については、地区自治会の役員にある期間とする。</p> <p>第10条</p> <p>5 事務局長は協議会全体を事務的に総括し、渉外活動を担当する。</p> <p>6 監事は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務の監査を担当する。</p> <p>7 顧問は、役員会等に出席し、意見を述べるすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>第10条 8 顧問は、役員会等に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>第11条 2 地域計画策定委員の選及び人数等は、役員会で決定し、会長が委嘱する。</p> <p>第12条 地域計画策定委員の任期は、1期1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>第13条 部会に次の部会役員を置く。 会計 1名</p> <p>4 部会長は、役員会、運営委員会に出席する。</p> <p>第14条 部会長の任期は、1期2年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>第16条</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、会則の制定及び改廃その他重要事項を審議し決定する。</p> <p>3 会則に関すること。</p>	<p>第10条 8 部会長は、部会の公務を統括する。</p> <p>第11条 2 地域計画策定委員の選及び人数等は、役員会で推薦し、会長が指名する。</p> <p>第12条 地域計画策定委員の任期は、協議事項が終了するまでとする。</p> <p>第13条 部会に次の部会役員を置く。</p> <p>4 部会長は、運営委員会に出席する。</p> <p>第16条</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、会則の制定及び改廃、役員会の承認、その他重要事項を審議し決定する。</p> <p>3 会長が必要と認めるとき、あるいは代議員の3分の2以上の要求によって、臨時総会を開催することができる。但し、代議員による臨時総会の請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならぬ。</p>

改 正 前		改 正 後	
第16条	第4章 会議	第16条	第4章 会議
4	会長が必要と認めるとき、あるいは代議員の半数以上の要求によって、臨時総会を開催することができる。	4	総会は、代議員の3分の2以上の出席(書面議決表を含む)によって成立する。
5	総会は、代議員の3分の2以上の出席(書面議決表を含む)によって、成立する。	5	総会の決議については、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
6	総会の決議については、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。	6	会長は、やむ負えない理由により総会を招集することが出来ないこと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。
第17条	第4章 会議	第17条	第4章 会議
3	緊急を要する場合に限り、役員会の合意を得て執行することができる。但し、その経過と結果については、運営委員会及び総会で報告するものとする。	3	緊急を要する場合に限り、役員会の合意を得て事業・予算等を執行することができる。但し、その経過と結果については、運営委員会及び総会で報告するものとする。
第19条	第4章 会議	第19条	第4章 会議
3	運営委員会は、各部会に関する事業計画、予算、重要事項について調整する。	4	総会で議決した事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項の協議を行う。

改正前	改正後
<p>第20条</p> <p>第4章 会議</p> <p>3 部会は事業計画を作成し、予算案と併せて運営委員会に提出する。</p> <p>4 部会は、事業実施後は実績報告を作成し、決算書と併せて運営委員会に提出する。</p> <p>第5章 代議員</p> <p>第21条 代議員は、各町の自治会長が推薦した会員を会長が委嘱する。</p> <p>第24条</p> <p>2 代議員は、部会の運営及び活動に関して、適宜意見、要望あるいは提案をすることができるものとする。</p> <p>第7章 会計</p> <p>第28条 協議会役員を対象者として以下の範囲で慶弔見舞金を支出する。</p> <p>一 死亡時、香典10,000を添え会長または代理人が弔問する。</p> <p>二 その他、対外的に弔問見舞金が必要な場合は5,000円とし、会長決裁する。</p>	<p>第20条</p> <p>第4章 会議</p> <p>3 部会は、事業計画を作成し、予算案と併せて役員会に提出する。</p> <p>4 部会は、事業実施後は実績報告書を作成し、決算書と併せて役員会に提出する。</p> <p>第5章 代議員</p> <p>第21条 代議員は、各町の自治会長が推薦した会員とする。</p> <p>第7章 会計及び監査</p> <p>(監査)</p> <p>第28条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。</p> <p>第29条 協議会役員を対象者として以下の範囲で慶弔見舞金を支出する。</p> <p>一 死亡時、香典10,000を添え会長または代理人が弔問する。</p> <p>二 その他、対外的に弔問見舞金が必要な場合は5,000円とし、会長決裁する。</p>

改正前	改正後
<p>第8章 雑則</p> <p>(その他) この会則にさだめるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会にはかり運営委員会で承認を受ける。</p> <p>無し</p> <p>《附則》</p>	<p>第8章 雑則</p> <p>(報酬等) 協議会は、役員等に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定める。</p> <p>(その他) この会則にさだめるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会に諮り別に定める。</p> <p>第9章 附則</p> <p>《附則》を削除</p> <p>※この会則は、令和3年5月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>

あさみ住民自治協議会

	開催日	事業名	参加人員	目的	内容
1	5月15日	第16回定期総会		令和2年度事業の結果、令和3年度の事業・予算についての協議・審議	令和2年度事業・会計報告、令和3年度事業案・予算案など協議。
2	7月31日	夏まつり	500名	地区あげての友好交流の祭りとして、協議会、自治会他各団体が協力して開催する	親子・家族づれが集い、夏のイベントを楽しむ。
3	10月24日	芸能大会	300名	芸能を通じて、友好交流の大会として相互の親睦をはかる。	歌謡、日本舞踊、ダンスなど多彩な芸能発表、福引の実施。朝見地区福祉会と共催
4	通 年	美し国おこし	地区	朝見地区のまちづくりや、未来構想を考える。	「花いっぱい運動」及び、5月・9月に「魚救出作戦」を朝見小児童と共に行う。
5	通 年	あいさつ運動	地区	世代を超えたコミュニケーションが取れるまちづくり	地域全体であいさつ運動を展開し、コミュニケーション力の向上をはかる。
6	通 年	コロナに負けるな	100名	朝見の子供たちをコロナに負けないように元気づける。	小学校の行事と共催し縮小された行事を盛り上げ子供たちを元気づける
7	通 年	各種研修会、会議への出席	地区	広く見識を広め、価値づくりに役立てる。	各種研修会、イベント、会議などへの参加及び、講師の派遣
8	通 年	会議の開催、会報の発行	地区	朝見まちづくり協議会の運営	毎月の役員会の開催。年3回の運営委員会の開催。会報を発行

防災部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
10月	第16回 朝見地区ふれ あい防災訓練	400名	小学校との同時開催 災害による犠牲者を一人 も出さないとの実践型訓 練を実施	消防署及び自治会等のご 協力を頂き、起震車体 験、消火器訓練、ロープ 結び訓練、屋内消火栓放 水訓練、各町別安否確認 訓練等を実施
9月	防災講演会	60名	防災の意識と知識を深め る	小学校体育館



防犯部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
通年	防犯 パトロール	延べ 200名	<p>安心安全のまちづくり を目指し、青色回転灯 車による「防犯パトロー ル」の実施。犯罪抑止 防犯意識啓発活動</p> <p>防犯パトロール車の 維持管理</p>	<p>週2回(火・金曜日)防犯委員 2名づつが朝見小学校区内 を防犯パトロール車で巡回する 年間約100回実施予定</p> <p>任意保険・オイル交換・修繕他</p>
10月	児童と防犯 パトロール 体験	30名	<p>児童の防犯意識を高め パトロール同乗により、防犯 パトロールの大切さを学ぶ。</p>	<p>朝見小3・4年生児童と防犯委員 がパトロール車で地域を巡回する アナウンス体験、出発式、 写真撮影などを実施。</p>
通年	防犯グッズ の整備		<p>パトロール隊員の安全を 守り、防犯活動を円滑に 行う。</p>	<p>帽子・ベスト等</p>

健康福祉部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
10月	「市政バス」 ミニ旅行	25名	車に乗れず外出機会の少ない方、日ごろ交流のない他地区の方と一緒にバスで大人の社会見学で親睦を深め、楽しい一日を過ごす	身近にありながらも行ったことのない市の施設を見学して回るバス旅行（行先は未定） 松阪市 秘書広報課の企画
12月	世代交流事業 クリスマス会	60名	世代を超え、3世代が一緒に交流する	クリスマス会を開催 絵本の読み聞かせや昔の遊び、ゲームなど
月1回 第4金曜	おしゃべりサロン るるん カフェ	180名 (ボランティア ア・スタッフ 含む)	閉じこもりがちなお年寄りや子育て中のお母さんなど、「おしゃべり」でストレス解消する。誰でも参加歓迎 松阪市の「お元気応援ポイント事業」にも参加ポイントを貯めて参加賞をもらう	月1回、茶話会の開催 参加料1人100円飲物とお菓子付 第4金曜日午後1時～4時開催(冬季1～3月は午後3時半まで・12月はお休み) 健康相談、介護相談を行ったり、健康体操や同じ趣味を持つ人の講座も開催したい
9月・2月	地域敬老事業	1回270人	地域の高齢者を敬う	地区内の80歳以上の方に配食サービス及び記念品を贈呈する。及び満100歳以上の方に敬老記念品を贈呈
12月	一人暮らし友愛 訪問事業	50人	一人暮らし高齢者の見守り	民生委員の協力のもと、地区内70歳以上の一人暮らし高齢者の見守り活動を行う。
1月	餅つき大会	100人	地域の方々の交流の場を提供	餅つき大会の開催により、世代を超えた交流を行う

青少年育成部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
6月 9月 12月 3月	ひよこ教室	未就学児童の親子 25名	未就学児童の親子同士の交流の場、地域とのコミュニケーションの場を作る。地域で子ども達を育てていく。	旧朝見幼稚園園舎でボランティアによる観劇や絵本の読み聞かせなどを行う。 年間4回開催予定
10月	第16回 ふれあい作文 コンクール	小学校 児童	子どもたちの豊かな感情を育む。	朝見小全校児童を対象にしたふれあい作文コンクールの開催。入賞者の表彰を行う。
2月	ふれあい交流	小学校 児童	子どもと地域住民がふれあい交流し、伝統文化を継承する。	小学校と連携して、昔の遊び道具を使って、子どもからお年寄りまで交流する。 朝見の昔話や、民話等の読み聞かせを行う。
通年	子ども安全 推進事業		地域で子どもの生活の安全を守り、住みよいまちづくりを行う。	交通安全や、不審者などから子どもを守るため危険個所の点検を行い、看板製作と設置を行う。

地域環境部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
6月 ・ 10月	環境啓発 事業	50名	6/5の「世界環境デー」 にちなみ小学生児童の 環境保全意識を高め 自然に囲まれる環境の 良さを気付かせる	小学校4・5・6年生約50名を対 象に環境啓発ポスターを募集。 前期終業式にて表彰を行う 環境ポスターを各町に掲示
10月 17日	幹線水路 一斉清掃 事業	約500名	朝見地区を流れる 櫛田川左岸2号3号 幹線水路の一斉清掃 ・美化	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線水路の土砂やゴミ等の 撤去作業 ・農業用水路、生活用排水路の 清掃美化作業 ・土嚢袋、市指定袋、用車代等 支援品支給 ・土地改良区、清掃事業課、 建設保全課連携 ・土地改良区等関係機関報告
通年	環境保全 及び 美化マナー 啓発発信 活動		<p>環境啓発幟、ポスター、 立て看板の掲示と 案内により、地域内外 の人に環境保全及び 美化の啓発を発信 する</p> <p>夏まつりにおいてゴミ 分別啓発指導を行う (7月)</p> <p>黄色の幟で貴重魚種 が生息していることを 周知する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「持って帰ろう犬のフンみんな が毎日通る道」 ・「ポイ捨てをなくしてニッコリ 朝見のまち」の二種類の幟と、 小学校4・5・6年生児童の環境 啓発ポスターの掲示と、立て看 板を設置して地域住民や地域を 通行する人々に美化と環境保全 意識に対するマナーを訴求する ・絶滅危惧種、希少種、固有種のド ジョウ・メダカ・タナゴが遊ぶ朝見の 里の小川



公民館部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
通年	高齢者学級	延べ200人	高齢者の健康及び知識の向上等に努める。	年間7回それぞれにテーマを設け講座を開催する
通年	文化事業	延べ50人	地域の全住民を対象に講座を開設する	年間3回程度の講座を開設し、知識の向上及び健康増進等に努める
11月			公民館趣味クラブの育成	小学校の文化祭と同日に公民館文化祭を開催し趣味クラブの発表会を行う
通年	体育事業	延べ400人	スポーツを通じての健康づくり及び地域の連帯感を深める	・グランドゴルフ大会 ・ビーチボールバレー大会 ・ゲートボール大会の実施
5月	市民体育祭	350人	市民体育祭を通じて地域間の連携を深める	小学校運動会と同日開催とし、地域住民全員が、一日楽しく競技に参加し地域間の連携を深める

自治会部会

開催予定	事業名	参加人数	目的	内容
通年	連絡調整会議	15名	各地域間の連絡調整を行い、朝見地域の発展に努める。	各種団体分担金の徴収及び各地域間の連絡調整を行い、朝見地域の発展に努める。
通年	防犯街灯・掲示板設置	地区	犯罪防止、啓発活動や、宣伝物の掲示	各町の防犯街灯の修繕、新設、掲示板の設置等を実施
通年	地域改善事業	地区	各地域の環境整備を行う	各地域の要望事項をまとめ現地調査及び地域の環境整備を行う
通年	各種団体への助成	各種団体	朝見地区内の各種団体に対し助成を行い団体の育成にあたる	朝見交通安全指導員助成金、東部中学校青少年育成助成金、コミュニティバス助成金を各地域から取りまとめ助成を行う

第4号議案 ① 令和3年度 あさみ住民自治協議会 一般会計予算

収入の部

科 目	3年度予算	2年度予算	内 容
前年度繰越金	1,252,557	1,013,246	平成2年度繰越金
市交付金	1,755,000	1,758,000	松阪市交付金(敬老事業、人件費、ふるさと納税を含む)
住民協議会費	550,000	600,000	会費(広報等委託配布料の一部)
住民協議会助成金	740,000	300,000	各自治会、社会福祉協議会より(社協21万、各町53万円・1世帯1000円)
各種団体助成金	535,800	0	各自治会より(青少年、交通安全、コミュニティーバス)
雑収入	55,000	85,000	夏祭売上、預金利子等
合計	4,888,357	3,756,246	

支出の部

事業主体	事業名	3年度予算	2年度予算	内 容
防災部会 90,000	ふれあい防災訓練	50,000	50,000	訓練材料、お茶、消耗品など
	防災講演会	40,000	40,000	講師料、消耗品など
	東部防災ネットワーク	0	30,000	
防犯部会 198,000	防犯パトロール	150,000	230,000	任意保険、修繕費、ガソリン代、名義変更など
	防犯グッズ整備	15,000	15,000	名付帽子、名札など
	児童と防犯パトロール体験	33,000	19,000	児童への記念品など
健康福祉部会 476,000	「市政バス」ミニ旅行	6,000	6,000	お茶代、消耗品など
	世代交流事業	40,000	40,000	景品代、お茶代、謝礼、消耗品など
	るんるんカフェ	40,000	40,000	お茶、コーヒー、お菓子など
	地域敬老事業	300,000	327,000	敬老記念品等
	一人暮らし友愛訪問事業	45,000	0	クリスマスお菓子
	餅つき大会	45,000	0	参加賞、餅つき材料代
青少年育成部会 135,000	ふれあい作文コンクール	50,000	50,000	参加賞、表彰費など
	ふれあい交流	10,000	10,000	お茶、お菓子、謝礼など
	子ども安全推進事業	50,000	50,000	看板製作費、修繕費など
	ひよこ教室	25,000	15,000	お茶、お菓子、謝礼など
地域環境部会 100,000	環境啓発事業	53,000	51,000	参加賞、表彰費、印刷、消耗品など
	幹線水路一斉清掃	24,000	31,000	借用车代、ごみ袋、お茶など
	環境保全・美化啓発推進事業	23,000	28,000	ポスター作製記念品、ごみ袋など
公民館部会 335,000	高齢者学級	20,000	0	消耗品、閉講式生花代など
	文化事業	25,000	0	文化祭試食材料代、消耗品、役員弁当代など
	体育事業	90,000	0	参加賞、負担金等
	市民体育祭	200,000	50,000	参加賞、帽子、役員弁当代、消耗品など
自治会部会 860,800	連絡調整会議	20,000	0	帽子、消耗品など
	防犯街灯・掲示板の設置	300,000	300,000	防犯灯・掲示板設置及び修繕費など
	地域改善事業	5,000	0	お茶
	各種団体への助成	535,800	0	青少年育成、交通安全協会、コミュニティバス助成金
協議会 543,000	夏まつり	248,000	248,000	屋台運営費、花火、景品など
	芸能大会	150,000	150,000	音響代、参加賞、福引、雑費など
	美し国おこし	45,000	45,000	魚救出作戦、花いっぱい運動経費など
	コロナに負けるな	100,000	180,000	材料代、花火代など
協議会 2,150,557	事務員雇用経費	610,000	610,000	事務員人件費、労災保険
	積立金	150,000	150,000	特別会計へ
	備品購入費	100,000	100,000	事務機器など
	事務経費	640,000	600,000	インク、トナー、用紙、事務用品、リースなど
	通信費	74,000	74,000	電話、はがき、切手など
	使用料	30,000	30,000	私用車借用に伴うガソリン代等
	慶弔費	10,000	10,000	
予備費	536,557	177,246		
合計	4,888,357	3,756,246		

第4号議案②

令和3年度 特別会計予算
 (車両購入・記念事業積立金)

内 容

(収 入)

(単位:円)

区 分	予 算 額	前年度予算額	摘 要
繰 越 金	2,477,596	600,048	
繰 入 金 1	100,000	100,000	一般会計より(車両購入)
繰 入 金 2	50,000	50,000	一般会計より(記念事業)
雑 収 入	2	2	貯金利息
合 計	2,627,598	750,050	

(支 出)

(単位:円)

区 分	予 算 額	前年度予算額	摘 要
繰 出 金	0	0	
合 計	0	0	

第5号議案 あさみ住民自治協議会人事 について

役員の任期は、1期2年とする。

但し、出身団体の役職の交代に伴い役員になった者は、前任者の残任期間とする。

役員名簿

会 長	野呂 昌美	佐久米町
副会長	殿内 裕哉	佐久米町
	葛谷 光繁	大宮田町
	森島 光義	大宮田町
	神崎 勉	上七見町
副会長・公民館部会長	野林 恵利子	佐久米町
副会長・自治会部会長	林 崇博	和屋
会 計	溝田 玲子	新屋敷町
書 記(PTA)	橋本 佳子	上七見町
事務局長	沖須 香薫	古井町

監 事	山路 茂	上七見町
	宇川 正一	和屋町

部会長名簿

防災部会長	田所 桂	上七見町
防犯部会長	安達 薫	上七見町
健康福祉部会長	西口 真理	佐久米町
青少年育成部会長	鈴木 珠美	上七見町
地域環境部会長	小林 豊	古井町
公民館部会長	野林恵利子	佐久米町
自治会部会長	林 崇博	和屋

廣東省銀行業務發展報告

附錄一

項目	單位	說明	單位	說明
一、存款	總行	定期存款	總行	定期存款
	分行	活期存款	分行	活期存款
	支行	儲蓄存款	支行	儲蓄存款
	代理處	其他存款	代理處	其他存款
二、放款	總行	抵押放款	總行	抵押放款
	分行	信用放款	分行	信用放款
	支行	貼現放款	支行	貼現放款
	代理處	其他放款	代理處	其他放款
三、匯兌	總行	國內匯兌	總行	國內匯兌
	分行	國外匯兌	分行	國外匯兌
	支行	代理匯兌	支行	代理匯兌
	代理處	其他匯兌	代理處	其他匯兌
四、其他業務	總行	倉庫業務	總行	倉庫業務
	分行	信託業務	分行	信託業務
	支行	保險業務	支行	保險業務
	代理處	其他業務	代理處	其他業務

資料

役員及び運営委員名簿

役職	氏名	町名
顧問	橋本 一男	上七見
	北川 敏雄	朝田

役員名簿

会長	野呂 昌美	佐久米
副会長	殿内 裕哉	佐久米
	葛谷 光繁	大宮田
	森島 光義	大宮田
	神崎 勉	上七見
副会長・公民館長	野林 恵利子	佐久米
副会長・自治会部会長	林 崇博	和屋
会計	溝田 玲子	新屋敷
書記(PTA)	橋本 佳子	上七見
事務局長	沖須 香薫	古井

監事	山路 茂	上七見
	宇川 正一	和屋

部会長名簿

防災部会長	田所 桂	上七見
防犯部会長	安達 薫	上七見
健康福祉部会長	西口 真理	佐久米
青少年育成部会長	鈴木 珠美	上七見
地域環境部会長	小林 豊	古井
公民館部会長	野林恵利子	佐久米
自治会部会長	林 崇博	和屋

運営委員名簿

1	会長	野呂 昌美	佐久米
2	副会長	殿内 裕哉	佐久米
3		葛谷 光繁	大宮田
4		森島 光義	大宮田
5		神崎 勉	上七見
6	副会長・公民館長	野林 恵利子	佐久米
7	副会長・自治会部会長	林 崇博	和屋
8	会計	溝田 玲子	新屋敷
9	書記(PTA)	橋本 佳子	上七見
10	事務局長	沖須 香薫	古井
11	監事	山路 茂	上七見
12		宇川 正一	和屋
13	公民館長	野林 恵利子	佐久米
14	防災部会長	田所 桂	上七見
15	防犯部会長	安達 薫	上七見
16	健康福祉部会長	西口 真理	佐久米
17	青少年育成部会長	鈴木 珠美	上七見
18	地域環境部会長	小林 豊	古井
19	公民館部会長	野林 恵利子	佐久米
20	自治会部会長	林 崇博	和屋
21	自治会長	牧戸 博昭	朝田
22		世古 誠	立田
23		神崎 和博	上七見
24		長谷川真次	下七見
25		田中 祐治	新屋敷
26		小林 明	古井
27		徳田 覚	西野々
28		小林 昭文	佐久米
29		小林 正弥	大宮田
30	朝見小学校長	萬濃 正通	大宮田
31	朝見消防団副団長	安達 直弘	立田
32	保護司	田中 祐治	新屋敷
33	民生児童委員	中川 晴生	下七見
34		亀田 紀子	古井
35		宇川 景子	和屋
36	地区児童委員	黒宮 浜子	和屋
37	地区交通安全協会会長	山路 邦夫	上七見
38	地区市民センター長	近藤 宏	大宮田

あさみ住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、あさみ住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、朝見地区市民センター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、朝見地区における共通の願いの実現や問題解決を図ると共に、将来の朝見の在りたい姿の具現化に向け、住みよく、希望が持てる地域社会の構築を目指し、自ら考え自ら立ち向かう地域活動を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 協議会の会員は、朝見地区に居住する住民及び朝見地区で事業活動を展開する団体・事業所等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 協議会の構成員となる構成団体は、役員会の承認を得る。

(会員の役割)

第5条 会員は、協議会が行う行事・事業等に積極的に参画するように努める。

2 会員は、協議会の活動にかかる経費の一部を負担する。

第2章 事業

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 一 住民の健康と福祉の増進、安全・安心で快適な生活環境の実現を図る事業。
- 二 住民相互の情報交換並びに交流・親睦を高める事業。
- 三 青少年の健全育成に関わる事業。
- 四 各町の自治会や各種団体の活動の活性化及び連絡協調に関する事業。
- 五 地域産業の活性化及び自然環境の保全並びに創造に関する事業。
- 六 基本協定に関する業務
- 七 生涯学習など公民館活動に関する事業
- 八 地域計画の策定に関する事業
- 九 その他、協議会の目的達成のため必要な事業。

2 事業の実施については、地域住民の参加・参画が得られるように広報活動等に努める。

第3章 組織

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、地域計画策定委員会、運営委員会、部会をもって構成す

- る、但し、地域計画策定委員会は、会長が必要と認めた時とする。
- 2 総会は、代議員制を導入し、会員の中から選出された代議員をもって構成する。
 - 3 役員会は、会長、副会長、会計、書記、事務局長各部部长、監事をもって構成する。
 - 4 役員会は、諮問機関を設置することができる。
 - 5 運営委員会は、3項に規定する役員、自治会長及び会長が必要と認めた者をもって構成する。
 - 6 部会は、防災部会、防犯部会、健康福祉部会、青少年育成部会、地域環境部会、自治会部会、公民館部会の実質7部会とする。
 - 7 部会は必要に応じて、増減できる。その場合、役員会の承認を得て後日、総会にて報告するものとする。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名	事務局長	1名
副会長	若干名	監事	2名
会計	1名		
書記	1名		
各部部长	7名		

- 2 協議会の役員は、総会で承認するものとする。
- 3 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。
- 4 自治会部部长、公民館部部长は副会長を兼ねる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。但し、自治会部部长については、地区自治会の役職にある期間とする。

- 2 会長、会計にあたっては、任期は3期を限度とする。
- 3 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員役割)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。
- 4 書記は、協議会の運営及び活動に伴う会議録作成事務を担当する。
- 5 事務局長は、協議会全体を事務的に統括し、渉外活動を担当する。
- 6 監事は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務の監査を担当する。
- 7 顧問は、役員会等に出席し、意見を述べるができる。
- 8 部部长は、部の公務を統括する。

(地域計画策定委員)

第11条 地域計画策定委員会に次の委員会役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
書記	1名

- 2 地域計画策定委員の人選及び人数等は、役員会で推薦し、会長が指名する。
- 3 委員長は、役員会が推薦し会長が指名する。

(地域計画策定委員の任期)

第12条 地域計画策定委員の任期は、協議事項が終了するまでとする。

(部会員)

第13条 部会に次の部会役員を置く。

部会長 1名
副部会長 若干名
書記 1名

- 2 部会員は、各町の推薦者と会員及び構成団体の推薦により選出する。
- 3 部会長は、役員会が推薦し会長が指名する。
- 4 部会長は、運営委員会に出席する。

(部会員の任期)

第14条 部会員の任期は、1期1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第15条 協議会の会議は、総会、役員会、地域計画策定委員会、運営委員会、部会とする。

(総会)

第16条 総会は、協議会の最高議決機関であり、原則毎年5月に定期総会を開催する。

- 2 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、会則の制定及び改廃、役員承認その他重要事項を審議し決定する。
- 3 会長が必要と認めるとき、あるいは代議員の3分の2以上の要求によって、臨時総会を開催することができる。但し、代議員による臨時総会の請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、代議員の3分の2以上の出席（書面議決書を含む）によって成立する。
- 5 総会の決議については、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6 会長は、やむ負えない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、本協議会の推進役として、各部会・各団体等からの意見や要望を受け、運営委員会や総会に提出する議案について協議、作成し、協議会の円滑且つ向上的な運営を目指す。
- 3 緊急を要する場合に限り、役員会の合意を得て事業・予算等を執行することができる。
但し、その経過と結果については、運営委員会及び総会で報告するものとする。

- 4 総会で議決した事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項の協議を行う。

(地域計画策定委員会)

第18条 地域計画策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 地域計画策定委員会は、松阪市総合計画その他各種行政計画との整合性を図り、住み良い朝見地区の創造に向けた地域計画の策定及び管理を行う。
- 3 地域計画は、総会の承認を受けて決定する。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営委員会は、協議会全体を統括する立場から活動を円滑に行えるようその任に当たる。

(部会)

第20条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会は、事業計画を作成し、予算案と併せて役員会に提出する。
- 4 部会は、事業実施後は実績報告書を作成し、決算書と併せて役員会に提出する。

第5章 代議員

(代議員の定数)

第21条 代議員は、各町の自治会長が推薦した会員とする。

- 2 代議員の定数は、各町の戸数が50戸以下は3人、51戸～100戸以下は5人、101戸以上は7人とする。

(代議員の任期)

第22条 代議員の任期は会計年度の1年間とする。但し、再任を妨げない。

(議長等の選出及び役割)

第23条 代議員の、互選により議長及び副議長を選出する。

- 2 議長は、総会の議事を進行する。
- 3 議長は、書記及び議事録署名人を指名する。
- 4 副議長は、議長を補佐し議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(代議員の役割)

第24条 代議員は、定期総会又は臨時総会において、議案を審議し、議決する。

第6章 事務局

(事務局体制)

第25条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長と事務局員若干名を置く。

(事務局員)

第26条 事務局員は、原則として会員の中から公募し、役員会の選考により採用する。

- 2 事務局員は、協議会の運営に関して、会長の指示に基づき円滑な運営に努める。
- 3 事務局員の勤務時間及び給与等勤務条件は、別に定める。

第7章 会計及び監査

(会計)

第27条 協議会の経費は、助成金、交付金、会費、寄付金、及び松阪市からの委託金等の収入をこれに充てる。

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第28条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第8章 雑則

(弔慰見舞規定)

第29条 協議会役員を対象者とし以下の範囲で弔慰見舞金を支出する。

- 一 死亡時、香典10,000円を添え会長または代理人が弔問する。
- 二 その他、対外的に弔慰見舞金が必要な場合は5,000円とし、会長決裁する。

(報酬等)

第30条 協議会は、役員等に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定める。

(その他)

第31条 この会則にさだめるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会に諮り別に定める。

第9章 附則

*この会則は、平成18年7月26日から施行する。

*この会則は、平成19年5月27日から施行する。

*役員任期については、第17条の規定に関わらず、平成20年度の役員任期を平成20年5月の定期総会までとする。

*この会則は、平成20年5月25日から施行する。

*この会則は、平成21年5月10日から施行する。

*この会則は、平成22年5月16日から施行する。

*この会則は、平成24年5月13日から施行する。

*この会則は、平成25年6月1日から施行する。但し公民館部会は松阪市において公民館事業を継続するという事ですので保留とします。

*この会則は、平成26年6月1日から施行する。

*この会則は、平成28年5月28日から施行する。

*この会則は、平成30年5月26日から施行する。

*この会則は、令和3年5月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する

令和3年度 あさみ住民自治協議会組織図

